

(2) 実施対象路線・対象エリアの選定結果

対象路線、及び対象エリア・区間の選定基準を踏まえ、選定した実施対象エリアは下記の3路線である。

(詳細は後出の【実施対象エリア】参照)

【実施対象エリアの選定基準との対応関係】

選定基準			日光・新里	西原	光ヶ丘
対象路線	A	バスの運行本数, 沿線の人口密度, 沿線の宅地開発, 公共交通施策の有無などの基準から選定した重点取組路線。	○		
	B	重点取組路線に該当しないが, 利用環境整備を実施した路線, 新設された路線, サービスレベルが向上した路線。		○	○
対象エリア・区間	①	人口密度の分布 (バス停周辺の人口密度, 集合住宅地の有無)	○	○	
	②	バスの利用圏域に重なる自治会エリア (バス停から半径 250m 圏内)	○	○	○
	③	バスのサービスレベル (バス料金と運行本数)	○		
	④	利用環境整備の実施や大型住宅団地の有無	○		○

【実施対象エリアの特性】

<p>日光街道・新里街道</p> <p>対象路線：該当する基準 A. 重点取組路線に該当している。 新里街道は準重点取組路線であるが日光街道と平行しており、中間に居住する利用者の中には両方の路線を使っている場合もあり、同時に実施することが望ましい。</p> <p>対象エリア等：該当する基準 ①②③④ 人口密度が高いか、大型住宅団地がある地域。ただし、他の重点取組路線と重複する地区を除く。</p>
<p>西原線</p> <p>対象路線：該当する基準 B. 平成 20 年 4 月より延伸した路線であり、利便性が向上している。</p> <p>対象エリア等：該当する基準①② 新たに路線を延伸した地域。</p>
<p>光ヶ丘団地線</p> <p>選定理由：該当する基準 B. 平成 20 年 9 月に増便を開始予定の路線であり、利便性の向上が期待される。</p> <p>対象エリア等：該当する基準②④ 増便する路線の周辺地域。ただし、平成 18 年度に MM を実施した地域を除く。</p>